

社会福祉法人綾東保育園 役員等報酬等支給規程

制定 平成30年 6月26日

改正 令和 5年 4月 1日

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人綾東保育園（以下、「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 本規程でいう役員とは、この法人の理事及び監事をいう。

2 本規程でいう役員等とは、この法人の役員、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

3 本規程でいう報酬等とは、役員報酬及び実費弁償、出張旅費をいう。

（報酬等の支給）

第3条 この法人の役員等に役員報酬は支給しないものとする。

但し、法人の運営業務に係る会議及び行事等に出席参加した場合は、実費弁償を支給することができるものとし、地区外出張等の場合は旅費実費を支払うものとする。

2 法人の運営業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できるものとする。

3 旅費等は出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払うことができるものとする。

（報酬等の支給方法）

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。

但し、本人の同意を得て本人の指定する金融機関預貯金口座へ振り込むことができるものとする。

2 報酬等の支払い時期は、毎事業年度末月とする。

（公 表）

第5条 この法人は、この規程をもって役員等の報酬の基準として公表する。

（改 廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決をもって行う。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日より適用する。